

寒川町小児の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月14日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第28号

寒川町小児の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町小児の医療費の助成に関する条例施行規則(平成7年寒川町規則第12号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「規定する老人控除対象配偶者」を「規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。以下同じ。)」に、「当該老人控除対象配偶者」を「当該同一生計配偶者」に改める。

第5条第1項中「長期譲渡所得の金額」の次に「(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)」を加え、「同法附則第35条第5項」を「地方税法附則第35条第5項」に改め、「短期譲渡所得の金額」の次に「(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)」を加え、「同法附則第35条の4第4項」を「地方税法附則第35条の4第4項」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「控除を受けた」を削り、同項第1号及び第2号中「規定する控除」の次に「を受けた者」を加え、同項第3号中「規定する控除」の次に「(同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割(同項第2号に規定する所得割をいう。以下この号において同じ。))の納税義務者(同項第13号に規定する

合計所得金額が125万円を超える者に限る。以下この号において同じ。)及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者を含む。)を加え、「同条第3項」を「同法第314条の2第3項」に改め、「寡婦」の次に「(同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同法第314条の2第3項に該当する者を含む。)」を加え、同項第4号中「控除」の次に「を受けた者」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、平成31年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の寒川町小児の医療費の助成に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第4条の規定は、寒川町小児の医療費の助成に関する条例(平成7年寒川町条例第7号)第3条第3項各号に定める所得が平成30年以後の所得である場合について適用し、同項各号に定める所得が平成29年以前の所得である場合については、なお従前の例による。
- 3 新規則第5条の規定は、平成31年1月1日以後に受ける医療に関する給付について適用し、同日前に受けた医療に関する給付については、なお従前の例による。